

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施に関する制度改正について

1. 制度改正の背景・目的

日本という国が「観光立国」を実現するためには、地域と地元の旅行業者が「連携」・「協働」し、その地域の特色がより強く反映された個性的な企画旅行商品を造成・流通されることが必要不可欠となります。

「観光立国」実現に向けた観光需要の拡大（新たな旅行需要の創出や、これによる地域の活性化）を図る方策の一つとして、国土交通省が「地元の観光魅力を熟知した中小の観光関係者が主体となり創意工夫に満ちた旅行商品の創出」を促す観点から、**全旅行会社数の6割強を占める第3種旅行業者が「一定の条件」付きで募集型企画旅行を実施できるようにするための制度改正**です。

今後、ニューツーリズムと関連する方向で進めていくこととなります。

2. 今回の制度改正に伴う業法・通達・約款の改正箇所(平成19年5月12日施行)

《旅行業法施行規則》

・「第1条の2」

第3種旅行業の業務範囲に募集型企画旅行(条件付)を新たに追加

《国交省通達》

・「旅行業法施行要領」

第1号様式「旅行業務に係る事業の計画(3)」を改正に対応したものに變更

・「企画旅行に関する広告の表示基準等について」

第3種の募集広告表示を追加

《標準旅行業約款「募集型企画旅行契約の部」》

・「第5条(契約の申込み)」

第3種の条件付募集型企画旅行の場合を追加

・「第12条(旅行代金)」

第3種の条件付募集型企画旅行の場合を追加

※ 第1・2種の募集型企画旅行契約の部「第5条(契約の申込み)」、「第12条(旅行代金)」は、従来の条文のままとなっております。

◎ 第3種旅行業者の標準旅行業約款の変更届出は、5月12日から30日以内に各旅行業者が所属する行政庁(都道府県)に提出することとなっております。

3. 第3種旅行業の「条件付き募集型企画旅行」の内容

・ 第3種旅行業の業務範囲の拡大

第3種旅行業者は、募集型企画旅行を実施できることとなりました。ただし、下記の条件（その1・その2）の範囲内での実施となります。

条件その1 募集型企画旅行を実施できる区域の限定。

第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行の催行可能な地域は、本社及び営業所が所在する市町村とその隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域に限定される。

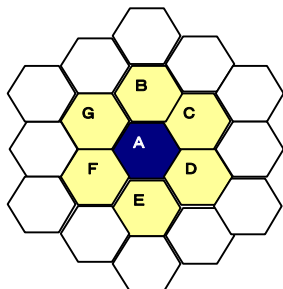
募集型企画旅行の日程については、日帰り旅行、宿泊を伴う旅行のいずれも実施できる。

（注）募集型企画旅行の集客範囲は隣接する市町村以外でも可能。

→インターネットでの広告やチラシ等の広告や商品を他県の旅行業者と受委託契約を結んで販売することができる。

具体的な内容については、次頁以降のイメージ図①～⑤をご参照ください。

【イメージ図①】A市で募集型企画旅行を実施する場合。



A市の営業所で実施する募集型企画旅行では、A市及びA市に隣接するB市、C市、D市、E市、F市、G市の範囲内で出発地から解散地までの行程を実施することができます。
(隣接している市町村は、都道府県をまたがっていても実施することができます。また、橋やトンネルで隣接する市町村であっても実施することができます。)

《具体例》

①実施する営業所が東京都渋谷区にある場合。

「実施可能区域」

東京都渋谷区(一の自らの営業所の存する市町村)

東京都港区、新宿区、中野区、目黒区、世田谷区(これに隣接する市町村)

「実施できない区域」

上記以外の市町村(渋谷区に隣接していない。)

東京都千代田区、文京区、調布市 …………… ×

②実施する営業所が東京都八王子市にある場合。

「実施可能区域」

東京都八王子市(一の自らの営業所の存する市町村)

東京都町田市、多摩市、日野市、昭島市、福生市、あきる野市、

西多摩郡檜原村、神奈川県相模原市(これに隣接する市町村)

「実施できない区域」

上記以外の市町村(八王子市に隣接していない。)

東京都立川市、稲城市、神奈川県川崎市…………… ×

③実施する営業所が岡山県倉敷市にある場合

「実施可能区域」

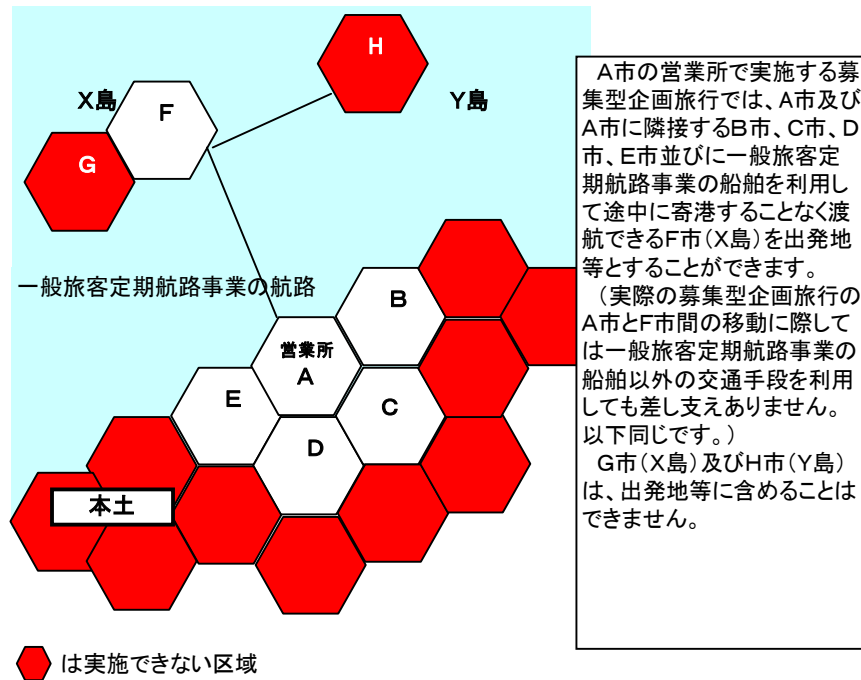
岡山県倉敷市(一の自らの営業所の存する市町村)

岡山県岡山市、玉野市、総社市、浅口市、戸窪郡早島町、小田郡矢掛町、

浅口郡里庄町(これに隣接する市町村)

香川県坂出市(瀬戸大橋により隣接する市町村)

【イメージ図②】本土の海岸に面したA市にある営業所で募集型企画旅行を実施する場合。



※「本土」とは、本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいいます。

《具体例》

実施する営業所が東京都港区にある場合。

「実施可能区域」

東京都港区(一の自らの営業所の存する市町村)

東京都千代田、中央、新宿、渋谷、品川、江東の各区 (これに隣接する市町村)

東京都大島町(国土交通大臣の定める区域)

…竹芝(東京都港区)－大島(東京都大島町)－利島(東京都利島村)－新島(東京都新島村)－式根島(東京都新島村)－神津島(東京都神津島村)という一般旅客定期航路のルートになっている。

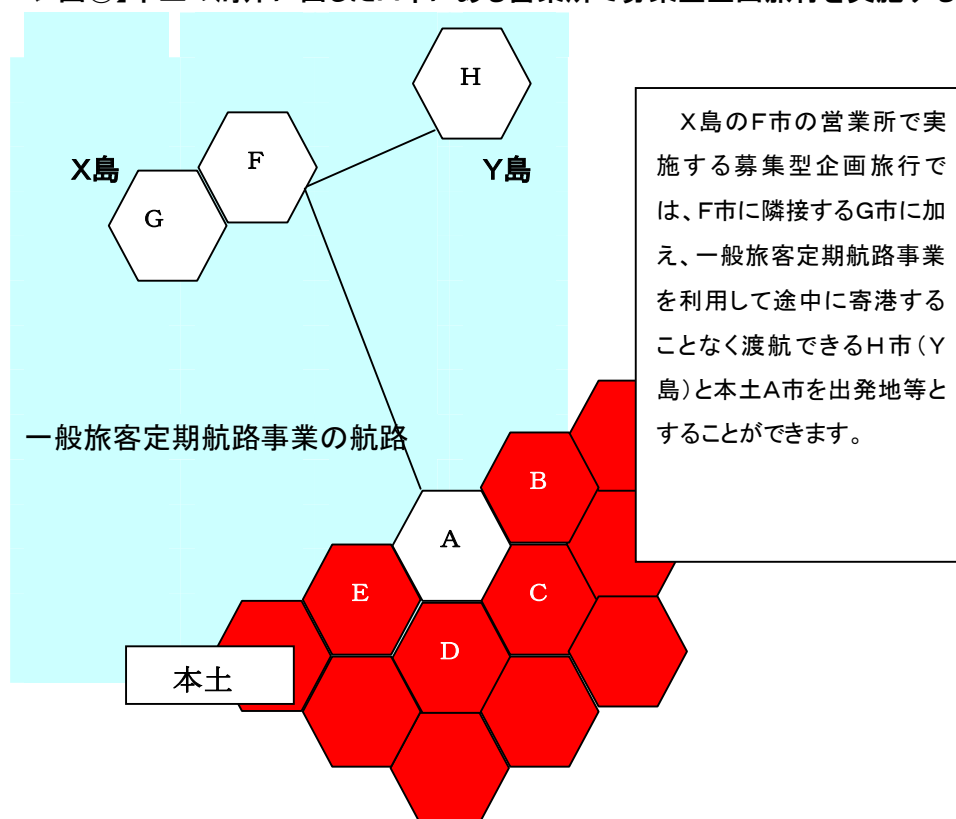
「実施できない区域」

上記以外の市町村(国土交通大臣の定める区域から外れてしまう。)

利島(東京都利島村)、新島(東京都新島村)、式根島(東京都新島村)、神津島(東京都神津島村) …… ×

※ **国土交通大臣の定める区域**は、「一般旅客定期航路事業の船舶が、一の自らの営業所の存する市町村の港を出港して、初めて入港する港の存する市町村(当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。)」と定められています。

【イメージ図③】本土の海岸に面したA市にある営業所で募集型企画旅行を実施する場合。



● は実施できない区域

《具体例》

①旅行を実施する営業所が大島(東京都大島町)にある場合

「旅行実施可能区域」

東京都大島町(一の自らの営業所の存する市町村)

東京都港区、利島(東京都利島村)(国土交通大臣の定める区域)

…竹芝(東京都港区)－大島(東京都大島町)－利島(東京都利島村)－新島(東京都新島村)－式根島(東京都新島村)－神津島(東京都神津島村)という一般旅客定期航路のルートになっている。

「実施できない区域」

上記以外の市町村(国土交通大臣の定める区域から外れてしまう。)

新島(東京都新島村)、式根島(東京都新島村)、神津島(東京都神津島村)……×

②旅行を実施する営業所が利島(東京都利島村)に所在する場合

「旅行実施可能区域」

東京都利島村(一の自らの営業所の存する市町村)

東京都大島町、東京都新島村(国土交通大臣の定める区域)

…竹芝(東京都港区)－大島(東京都大島町)－利島(東京都利島村)－新島(東京都新島村)－式根島(東京都新島村)－神津島(東京都神津島村)という一般旅客定期航路のルートになっているので、新島村に所属する新島式根島のいずれも旅行を実施できます。

「実施できない区域」

上記以外の市町村(国土交通大臣の定める区域から外れてしまう。)

東京都港区、神津島(東京都神津島村) …………… ×

③旅行を実施する営業所が式根島(東京都新島村)に所在する場合

「旅行実施可能区域」

東京都新島村(一の自らの営業所の存する市町村)

東京都利島村、東京都神津島村(国土交通大臣の定める区域)

…竹芝(東京都港区)－大島(東京都大島町)－利島(東京都利島村)－新島(東京都新島村)－式根島(東京都新島村)－神津島(東京都神津島村)という一般旅客定期航路のルートになっているので、新島村に所属する新島式根島が「一の自らの営業所の存する市町村」となります。

「実施できない区域」

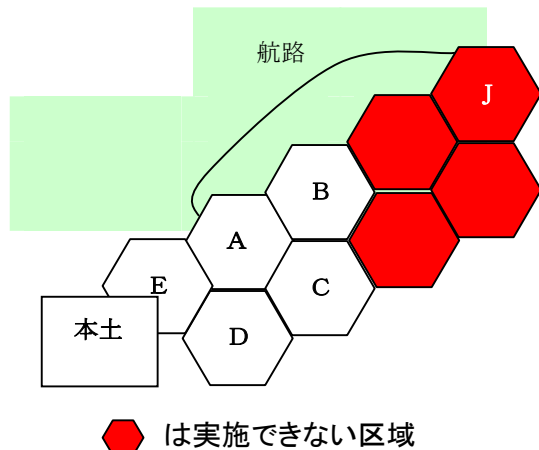
上記以外の市町村(国土交通大臣の定める区域から外れてしまう。)

東京都港区、東京都大島町 …………… ×

第3種旅行業者が条件付きの募集型企画旅行を実施できない場合。(間違えやすい場合)

以下の場合(イメージ図④・⑤)は、「募集型企画旅行を実施する一営業所の存する市町村から海上運送法による一般旅客定期航路事業の船舶を利用して途中に寄航することなく渡航できる市町村の区域」であっても、出発地等とすることはできません。

【イメージ図④】実施できない場合。その1(本土にあるA市～本土にあるJ市の場合。)



左図では、営業所のあるA市からJ市に一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄航することなく渡航できても、A市、J市の両方が本土内にあるため、J市はA市にある営業所が実施する募集型企画旅行の出発地等とすることができません。

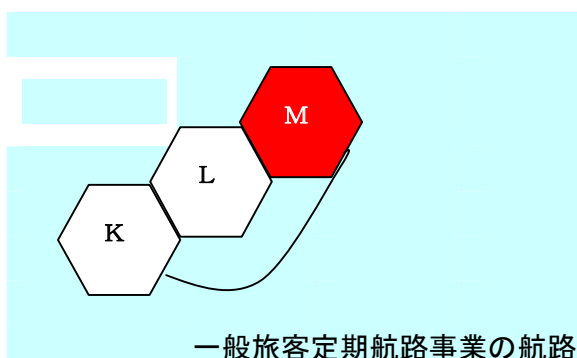
※「本土」とは、本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいいます。

《具体例》

小樽市と舞鶴市(北海道と本州)

鹿児島市と那覇市(九州と沖縄島の本島)

【イメージ図⑤】実施できない場合。その2(同一の離島にあるK市～M市の場合。)



左図では、営業所のあるK市からM市に一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄航することなく渡航できても、K市、M市の両方が同一離島内にあり、かつ、間にL市があり隣接していないため、M市は、K市にある営業所が実施する募集型企画旅行の出発地等とすることができません。

条件その2 旅行代金の支払い時期の制限

第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施するためには、先に述べた条件その1（旅行実施区域の限定）以外に旅行申込金及び旅行代金の支払い方法について下記の条件を守らなければなりません。

①第3種旅行業者が条件付きの募集型企画旅行を催行するにあたって、当該旅行代金の20%以内の金額を旅行申込金として収受することができます。

旅行者が自発的に旅行代金を前払いすると言った場合であっても、旅行開始日前に申込金を上回る額を受け取ってははいけません。

旅行申込金は、旅行を実施するときの旅行代金として、また、キャンセルがあった場合の取消料もしくは違約料の一部に充てることとなります。

旅行の申込金額が少ない等の理由で申込金を1円も収受せず、旅行開始日に旅行代金の全額を徴収して旅行を行う場合の注意点として、旅行者から当該旅行のキャンセルがあっても、申込金を収受していないので、契約は成立していません。したがって、キャンセル料を取ることはできません。

②旅行代金の残金は旅行開始日以降に収受することができます。（基本的には当日支払いになります。）

第1・2種旅行業者の募集型企画旅行とは異なり、事前に旅行代金の全額を受け取ることはできません。

3. 第3種旅行業者が条件付募集型企画旅行を実施する際の募集広告、取引条件説明書面への記載方法

第3種旅行業者が条件付きの募集型企画旅行を実施する際の広告及び取引条件説明書面には、以下の内容を踏まえた表示をしなければなりません。（あくまでも、以下の表示・記載例は暫定的なものです。当面はこの要領で表示・記載してください。なお、正式に確定したら「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に補充される予定となっております。）

①募集型企画旅行を実施できる区域の表示等

第3種旅行業者は、募集型企画旅行の広告及び取引条件説明書面に、旅行実施可能な区域を企画旅行業者の社名に近接して表示・記載しなければなりません。

【記載例】

| | |
|-------------------|---|
| 旅行企画・実施 | 〇〇〇県知事登録旅行業第3-〇〇〇号 〇〇〇〇旅行株式会社〇〇営業所 〇〇県A市〇〇〇町〇丁目〇番〇号 (社)全国旅行業協会 正会員 |
| 募集型企画旅行 実施可能区域 | A市 B市 C市 D市 E市 F市 |

注) 本社営業所と従たる営業所が別の市町村にある場合、募集型企画旅行の実施可能区域がどちらの営業所のものであるか判るようにするため、必ず会社名に続けて営業所名とその営業所の所在地を記載してください。

②旅行開始日より前に旅行代金を収受しない旨の表示等

第3種旅行業者は、募集型企画旅行の広告及び取引条件説明書面に、旅行代金は、20%以内に設定した申込金を除き、旅行開始日より前に収受しない旨を表示・記載しなければなりません。(下記の例では広告の表示例を示しますので、取引条件説明書面についても同じ要領で記載してください。)

【表示例】

| | |
|-----------------------------------|--|
| 陶芸家がコーディネートする 〇〇焼きの窯元を訪ねる旅・2日間 | |
| 旅行代金(お一人様) : 12,000円 | 〔旅行代金(申込金を除く残金)は旅行開始日当日、 集合場所の係員にお支払いください。〕 |
| (以下省略) | |

注) 旅行代金の収受日は、旅行開始日以降になるように記載してください。
(旅行開始日より前に旅行代金を収受することはできません。)